

グリーン購入法に基づく基本方針の変更案に対する意見及び意見に対する考え方

添付資料2

意見		意見に対する考え方	合計
①全般（基本方針前文を含む）			5
全般	道路工事の際に使用される物品など、間接的に使用される物品にも対象を広げた方が、環境に配慮した商品開発が加速されるのではないか。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
2段階基準について	「基準1」及び「基準2」の定義について、東京都も「東京都グリーン購入ガイド」で2段階の判断基準を設定しているが、グリーン購入法基本方針改定案とは逆になっている。事業者に混乱が生じないよう、表現方法や周知方法を工夫すべき。	今般の見直しにおいて、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準1」を、最低限満たすべきものとして「基準2」を設定したところ。東京都グリーン購入ガイドにおいては、最低限考慮すべき当該製品の環境配慮事項については、水準1とし、要件ではないが配慮することが望ましい事項については水準2としており、考え方が異なるものです。 なお、御指摘の趣旨を踏まえ、基本方針説明会や調達者の手引き等で、改定内容を広く周知します。	1
	来年以降、「基準1」「基準2」を、グリーン購入法の全般に展開する場合は、その影響度を調達全体の何パーセント等の数値で示すべき。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
	「基準2」が現行の「判断の基準」に相当する部分と考える。「基準1」と現行の「配慮事項」との関係性を明確にすべき。	「配慮事項」については、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項であり、特定調達物品等であるための要件ではありませんので、「判断の基準」において設定されている「基準1」及び「基準2」とは異なります。「基準1」及び「基準2」については、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準1」を、最低限満たすべきものとして「基準2」を設定したところ。です。	1
	「基準2」を「最低限の基準」ではなく「基礎的条件」と改め、「基準1」をより高い「チャレンジ基準」とするべき。調達者に「2よりは1」という意識的刷り込みとなることを危惧する。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。 なお、今般の見直しにおいて、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準1」を、最低限満たすべきものとして「基準2」を設定したところであり、今年度、本数値を設定する品目については、温室効果ガスの排出抑制につながる品目の中から選定したところ。です。	1
②画像機器等			1
コピー機等	表4の「追加機能に対するスリープモード消費電力許容値」の表において「ハードディスク」と表記されているが、「ハードディスクドライブ」と表記することが望ましい。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
③家電製品			1
テレビジョン受信機	表の備考4の「磁気ディスク装置」はテレビ受信機の内部ディスクドライブを指すため、「ハードディスクドライブ」と記載するべき。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。 なお、御指摘のとおり、本表の備考4の「磁気ディスク装置」は、特定調達品目を指していません。	1

意見		意見に対する考え方	合計
④照明			9
LED照明器具	既にプレミアム基準が策定されており、実質2段階の基準であるため、改定案にある推奨基準は不要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。 なお、今般の見直しにおいて、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準1」を、最低限満たすべきものとして「基準2」を設定したところであり、今年度本数値を設定する品目については、特に温室効果ガスの排出抑制につながる品目の中から選定したところでは、特に「プレミアム基準策定ガイドライン」については、本数値に限らず、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたものとなっております。	1
LED照明器具	基準が二つ設定されていて分かりにくいいため、表1-1の基準を削除し、「省エネルギー効果の高い機能があること」のみを基準1とすべき。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。 なお、今般の見直しにおいて、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準1」を、最低限満たすべきものとして「基準2」を設定したところであり、今年度本数値を設定する品目については、特に温室効果ガスの排出抑制につながる品目の中から選定したところでは、特に「プレミアム基準策定ガイドライン」については、本数値に限らず、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたものとなっております。	1
	運用が煩雑になることによりCO ₂ 削減効果が期待できないため、判断の基準1の2段階基準設定に反対する。具体的な期待効果の目標の提示を望む。	今般の見直しにおいて、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準1」を、最低限満たすべきものとして「基準2」を設定したところであり、今年度本数値を設定する品目については、特に温室効果ガスの排出抑制につながる品目の中から選定したところでは、特に「プレミアム基準策定ガイドライン」については、本数値に限らず、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたものとなっております。	1
	判断の基準1ア(表1-1)の基準値を120%向上値とする根拠が不明。また、単純に120%向上値の144lm/Wでなく、140lm/Wなど数値を丸めるほうが分かり易いのではないかと。	基準値の設定に当たっては、市場状況等を踏まえ、国等の機関における調達可能性を考慮し、設定しました。	1
	省エネルギー効果の高い機能に調光制御も加えてほしい。(同一意見3件)	本項目についてはあくまで省エネルギー効果の高い機能としての例示であり、調光制御も含まれておりますが、御意見を踏まえ、該当部分に「調光制御」を追記します。	3
	LED照明はセンサーなどの制御装置の照明器具への内蔵を想定しているシステムでの導入が多いことから「制御装置との連動可能形」にすべき。	省エネルギー効果の高い機能を有することは、御指摘の照明器具への制御装置の内蔵を含んでいることから、原文のとおりとします。	1
	照明器具の部門ではLEDのみの記載しかなく、他照明の場合についても基準の記載又は他に定める等の一文が必要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1

意見		意見に対する考え方	合計
⑤公共工事			1
大便器	大便器の「洗浄水量6.5L/回以下」について、以降の排水管に汚物の停滞が危惧されるため一概に規定せず建物設備全体で勾配や管路管長を含め検討することを望む。	御意見のとおり、建築物に求められる排水機能を確保するためには、勾配や管路管長を含め排水設備全体で検討する必要があります。判断の基準は環境負荷低減の観点から満たすべき要件を定めるものであり、排水機能など建築物全体に関わる事項については、判断の基準とは別に、設計時の検討等により確保される必要のあるものです。御意見を参考とし、備考欄に留意すべき事項を追加しました。	5
⑥役務（食堂）			1
食堂	判断の基準④及び⑤、⑥の改定により、食品リサイクル法等で定める要件に該当する給食会社以外は国等の調理業務委託契約の入札に参加できなくなることが明白で、入札参加資格・条件等が厳しくなるため反対。	食品リサイクル法では、全ての食品関連事業者に対して発生抑制目標値を達成することを求めています。この目標値は年間100t以上の食品廃棄物等を排出している事業者のデータを基に定められていることから、年間100t未満の事業者については、これを達成するための自主的な計画を策定していることをもって、判断の基準を満たすことに修正します。なお、庁舎等において営業を行う小売業務においても同様の修正を行います。	1
	洗剤だけではなく、広く加工食品や化成品の原材料へ持続可能性の考慮を広げたことを支持する。	—	1
	配慮事項④「化成品」は、より分かりやすくイメージしやすい表現に見直すべき。また、「洗剤」の文字を復元すべき。	これまで洗剤のみを対象としていた持続可能性について、加工食品・化成品の原料に植物油脂を使用されている場合に拡大したものであり、化成品は化学品一般を指し、洗剤は化成品に含まれていることから、原文のとおりとします。	1
	配慮事項に「洗剤は、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。」という新規項目の挿入を望む。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
	堆肥・ガス化施設での回収が可能な場合であって、分別回収の収集箱がある場合は、規格に従って堆肥化可能あるいは生分解可能な認証を受けた容器等を適用除外にすることを検討願いたい。	食堂の判断の基準については、循環型社会形成推進基本法等の基本原則に基づき、ワンウェイのプラスチック製品全般が廃棄物等となることを抑制することを目的として設定しているものであり、原文のとおりとします。	1

意見		意見に対する考え方	合計
⑦役務（清掃）			3
清掃	<p>配慮事項③の「植物油脂が原料として使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること」について、配慮事項から判断の基準への変更を支持する。</p> <p>中性洗剤(合成洗剤)を推奨し、石けんの使用を妨げる表現であるため、備考5の「原液でpH5~pH9が望ましい」の削除を望む。</p> <p>配慮事項に「可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること」の挿入を求める。</p>	<p>－</p> <p>本項目については、環境負荷の低減に資する観点から、清掃の用途に応じた適切な洗剤を使用するために配慮事項として設定しているものです。そのため、原文のとおりとさせていただきます。</p> <p>今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
⑧役務（庁舎等において営業を行う小売業務）			1
庁舎等において営業を行う小売業務	「独自の取組」の具体例が数多く記載されているが、すべてに対応する必要があるとの誤解を招くため、あくまでも一例であることを記載すべき。	「独自の取組」はあくまで例示であり、すべての取組を求めるものではありません。なお、御指摘の趣旨を踏まえ、基本方針説明会や調達者の手引き等で、改定内容を広く周知します。	1
⑨役務（会議運営）			6
会議運営	<p>判断の基準⑤ア. の削除を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルは利便性が支持され、高い回収率・リサイクル率で資源循環の仕組みが構築されており、まずは利用者への分別回収の啓発が優先と考えるため ・PETボトルは、リサイクル率も高く、再生材の使用や軽量化等で環境負荷低減に貢献しており、グリーン購入法の趣旨にも合致するため（同一意見2件） ・生活に密着したPETボトルは、軽量化・リサイクルで環境負荷低減に努め貢献し、本件対象施設や施設後処理でも、回収・リサイクルの仕組みが構築されているため <p>判断の基準⑤のプラスチック製ワンウェイの飲料製品については、使用禁止よりも、使用後の処理を確実にリサイクルされるようにする事のほうが重要であり、本質ではないか。</p>	<p>会議運営の判断の基準⑤については、循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、ワンウェイのプラスチック製品全般が廃棄物等となることを抑制することを目的として設定しています。</p> <p>当該基準の実施に当たっては、十分な代替手段があることから、原文のとおりとします。</p> <p>会議運営の判断の基準⑤については、循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、ワンウェイのプラスチック製品全般が廃棄物等となることを抑制することを目的として設定しています。</p> <p>循環型社会形成推進基本法の基本原則等においては、生産、消費・使用段階における廃棄物等の発生抑制が最上位に位置付けられていることから、原案のとおりとします。</p>	<p>5</p> <p>1</p>